

令和7年7月22日

事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

造船法（昭和25年法律第129号）第19条第2項の規定に基づき、事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社日本政策投資銀行が事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
九州支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号	福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号	令和7年7月22日

（2）変更の理由

店舗移転のため